

## 1. はじめに

歴史関係の調査である聾の老人をインタビューしているときに「断種」の(手話では両手をはさみの形にして下腹から下ろす表現)話がでた。知り合いの人が「断種」されて一子どもにも恵まれなかったという話だった。ドイツに行ったとき、「断種」された聾者に会ったという話もある。また、盲腸の手術のついでに本人が知らないうちに卵巣、いわゆる生殖機能をとられることもあったという。その話を聞くたびになんともいえない不快感な気持ちになる。

「断種」とは、「不妊手術」の意味である。つまり、子どもが産めないように生殖機能をとってしまう、いわゆる「親になる権利を剥奪される」のである。このような惨いことが、「優性保護法」のもと1994年に廃止されるまで、法的に知的障害者をはじめとする多くの障害者が「断種」されてきた。障害者の中にむろん、聾者も対象者として含まれていた。「断種」は、20世紀前半、日本のみならずナチスドイツを始めとするヨーロッパなどの各外国でも実施されており、福祉国家であるスウェーデンやデンマークも関わっていたことは驚くべきことである。

当時は、国家政策の基盤として、障害者をできるだけなくし、健全な肉体をもつ人間で構成された社会体制を創ろうという「優生思想」がブームとなっていた。

今回の「断種」レポートにおいては、その「断種」における歴史的背景、制定・実施に至るまでの流れ、「断種」のきっかけを与えた「優生学」についてまとめ、当時の社会における障害者に対する見方を考察することを目的とする。

## 2. 「優生学」のはじまり

1859年、英生物学者・博物学者チャールズ・ロバート・ダーウィン(Charles Robert Darwin, 1809-82)が「種の起源」を刊行し、「進化論」を発表したことはあまりにも有名である。(生物)進化論(Evolutionism)とは、生物の種を、累積的な突然変異の過程を経て、下等なものから高等なものへと発展してきたものとする学説である。これにより種の永続性は否定され、生物は神の創造物としてではなく、原始的な生物から進化したものとしてみなされる。ダーウィンは、1831~36年にわたり測量船ヴィーグル号で南方諸地域の動植物の生態を観察し、生物進化の着想を得た。「種の起源」(The Origin of Species)の中でダーウィンは、以下の事実に基づく自然淘汰(Natural Selection)の理論を展開した。

- I. 生物の個体間には変異がある
- II. 変異の中には個体の生存や繁殖に影響を及ぼすものがある
- III. そのような変異の中には親から子へと遺伝するものがある
- IV. 生き残るよりも多くの子が生まれるので個体間には競争が生じる

この進化論に基づいて、ダーウィンの従弟でもある英遺伝学者・優生学創始者フランシス・ゴールトン卿(Sir Francis Galton, 1822-1911)は、統計学的方法を遺伝学に導入し、また著名な家系の人々を調査分析して、才能の遺伝を研究した。更に「民族の先天的資質を改善するあらゆる影響力を扱う科学」「そうした資質に最大限の有利性をもたらす影響力を扱う科学」として1983年、「優生学」(eugenics)を提唱し、1904年には優生学研究所を設立した。

更にゴールトンにとって優生学とは、「遺伝と変異の理論と自然淘汰の理論を人間に適用するとどうなるかの確認を目的とする」ダーウィン論の実践を兼ねており、この着想は2つの命題に基づいていた。第一に、「好ましい肉体的、心理的特質の分布には個人差があり」、第二に「好ましい特質を持つ人々を突き止めて他の者よりも速く子孫を作るよう奨励する事が可能である」ということである。これらの達成は、様々な形での国家による干渉と、社会の中のよい家族が増えることに社会的価値をおくことによって可能になるとゴールトンは考えた。

優生学の重要な国際会議が初めて開かれる下地となったのは、1911年にドレスデンで開催された「国際衛生展示会」の会期中に行われた人種衛生学者の会議であった。1907年に設立され、ドイツの人種衛生学者がほぼ排他的に牛耳っていた「国際人種衛生学協会」が計画したこの会議で、ドイツ、オランダ、チェコスロヴァキア、イギリス、オーストラリア、アメリカ、スウェーデン、デンマークの優生学者たちが参加した。チャールズ・ダーウィンの息子で、この会議の公式スポンサーだった「イギリス優生学教育協会」の会長レオナルド・ダーウィンが座長を務めた。大勢の有名な科学者や著名人が副座長を務めたが、中にはアメリカの発明家アレグザンダー・グラハム・ベルもいた。

## 3. 欧米における断種法

国民の質を改善するための国家による不妊(断種)手術はアメリカにルーツがある。あからさまな人種主義、経済的な、そして医学的な主張がまざって知的障害者たちや犯罪歴があるもの、そしてそのほかの理由で親になる資格がないと判断された人々を対象として強制不妊手術を認める法律が多くの州で制定された(最初は1907年にインディアナ州で制定された)少数民族が「劣った人々」に該当することになった。

ノルウェーでも著名な左翼の政治家において政策の一環に「人種衛生学」が導入された。1911年、ヨハン・シャルフェンベリは、政党機関紙「社会民主主義」の中で、人類の資質改善だけでなく「人類の品種改良を通じて遺伝的要素を純血にすること」の重要性を主張した。ノルウェーの提案によれば、強制不妊（断種）手術の対象となる人たちの親や後見人に、同意を得る必要はなかった。シャルフェンベリはナチスドイツの強制不妊法を研究した。その結果、強制不妊手術の対象が遺伝的に問題のある場合にのみ限定されてしまうので問題であり、社会的に問題ある者（犯罪者、強姦性癖者、さらに先天的虚弱体質者などの人を指す）に対しても対象者としてみなすことと考えた。

ナチスドイツでも断種促進のキャンペーンが促進された。断種法を制定した場合の利点を説明するために、スイスの法律だけでなく、アメリカやデンマークなどの各国で断種法が制定されたことを引き合いに出した。1933年に「遺伝病の子孫の出生を予防するための法律」が可決されるまで、ドイツは国を挙げて断種をめぐる議論に沸いたが、この議論にはモデルとしてのアメリカが色濃く影響を与えていた。ヒトラーはドイツで絶大な権力を獲得した後、知的障害者を対象とした強制不妊手術を命じる勅令を発した。このことはハンブルグにおいて行った不妊手術の最新情報の調査をスムーズな進展を助長した。「確かにわれわれは弱い立場の人々を助けるべきであるが、彼らの遺伝性による劣った要素を広めることは愚かな事であり、経済的なことではない。」デンマーク型福祉国家による人種改良主義は社会政策と一体のものとして見なしていた。1929年にデンマークで、1934年にノルウェーで、そして1935年にスウェーデンでそれぞれ強制不妊法が発効され、1934年から1976年の間で4万人以上のノルウェー人、6千人以上のデンマーク人、6万人以上のスウェーデン人に強制的に不妊（断種）手術が行われた。その90%が女性だった。

ナチスドイツは1939年から「断種」対象者へ「安楽死」の名の下に「生命の殺戮」を開始した。（T4計画）その延長線上として、ユダヤ・ロマ諸民族に対する大虐殺を行った。

20世紀前半、欧米各国で「断種」における研究、討論、そして実践が何度も繰り返されていた中、日本はどのような影響を受け、実践までに至ったかを述べてみる。

#### 4. 日本における優生思想の始まり

1877年、東京大学の生物学・動物学教師として招かれたエドワード・モースが、ダーウィンの進化論を本格的に日本に紹介した。ある講演の内容によると、人間の闘争にも進化論を適用し、「脳労スルモノ」の優越性を指摘している。日本では、進化論は生物学の問題としてよりも社会科学の問題、すなわち「社会ダーウィニズム」として受容され、普及していく。社会ダーウィニズムの流行は、日本が欧米列強との間の生存競争に勝ち残っていくために何をすべきかということへの関心を高めさせ、生物学的な「人種改良」論が議論されるようになった。ここに優生思想を受容する土壌が形成されていく。そうした土壌形成に大きな影響を与えた人物が「明六社」のメンバー福沢諭吉と加藤弘之の二人である。

福沢諭吉（ - ）といえ、1872年2月、「学問のスズメ」を刊行し、その冒頭で「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり」と述べ、天賦人權論を唱えたことは有名である。しかし、このあと、教育の有無という後天的な要素に不平等の根拠を認めている。「土族は昔より格式貴かりしを以てよしとし、平民は其格式賤しかりしが為に善からず」という価値観は否定し、「唯祖先代々より最も多くの脳髓を働かせ智力を研き来りたる者の血統を善とし、これに反する者を以て善からずとするのみ」と述べる。土族と平民の差別の根拠を遺伝的能力の優劣に求めていることがわかる。また、遺伝的能力に対する教育の力の限界を指摘し、遺伝的能力を最大限に開花されるのが教育の力であり、決してそれ以上ではないとも述べている。

さらに、維新の大業を成して新政を施したのも土族であったのに対し、百姓町人の輩はただこれを傍観して社会の為に衣食を給するのみであると決め付け、両者の能力を明確に区別し、土族が有能である理由を父母祖先の血統に由来するものであるという。

遺伝的能力を重視する福沢諭吉は、フランシス・ゴルトンの著「能力遺伝論」に共鳴し、ゴルトンが提唱する優生学を受容している。

福沢の「人種改良」への関心は晩年まで続いた。「福翁百話」でも「薄弱の父母に薄弱の子あり、強壯の子に強壯の父母あり、其病質を遺伝子、其能力を遺伝し、身体の強弱、精神の智愚、都て父母祖先の遺物のみならず、其智能の種類も遺伝の約束に漏れず」と述べた後、「まず第一に強弱智愚雑婚の道を断ち、其体質の弱くして心の愚なる者には結婚を禁ずるか、又は避孕せしめて子孫の繁殖を防ぐと同時に他の善良なる子孫の中にて就ても善の善なる者を精選して結婚を許し、或は其繁殖の速ならんことを欲すれば一男にして数女に接するは無論、配偶の都合により一女にて数男を試るも可なり、要は唯所生児の數多くして其心身の美ならんことを求めるのみ。」遺伝的に心身に障害があるとみなされた人々に対する結婚や生殖の禁止という内容は、将来の優生思想をうたっている。あくまでも自分の見解を述べただけであって具体的な行動にはでていない。

福沢がこのような思想を述べたのは「制度における改革による理想の出現が期待を裏切られた時、次の手段として生

物としての人類そのものの改造である。制度のみを変革しても現実にはそれを動かす人間自体がよくなっていない限り成果は上がらない。制度の責任だと考えられていた各種の欠陥は、じつは生物としての人間そのものの本質に根ざすものだった。」と推測される。

我が国の啓蒙官僚学者・加藤弘之(1836-1916)は、1877年東京帝国大学初代総理に就任し、貴族院議員などを歴任した。明治初期に「国体新論」などで天賦人權説を支持したが、1881年転向を宣言して旧著を絶版とした。更に翌1882年の著書「人権新説」の中では、人間社会において生存競争と自然淘汰による優勝劣敗は必然であるとする社会ダーウィニズムを主張し、天賦人權論否定・キリスト教排撃論などを展開した。こうして自由民権論者と対峙する一方、1893年には独語の著書「Der Kampf ums Recht des Stärkeren und seine Entwicklung」(「強者の権利とその進化を求めての闘争」)を発表している。

このように進化論、それから派生した優生思想が「文明開化」の思想として日本に流入し、当時の社会思想に大きな影響を与えた。当時の日本人の知識人の間に進化論を「生存競争と自然淘汰」「優勝劣敗・適者生存」という単純な公式とする皮相な理解を生み出させ、「富国強兵政策」と結びつけるようになった。日露戦争において「白人人種」であるロシアに日本が勝利したという自信が作用して、優生思想をめぐる議論は活発になった。

## 5. 優性運動の実践

日本の優生学運動としては、大正期に海野幸徳が優生学を唱導し、1927年には「大日本優生学会」が発足したものの、注目を集めることができず活動を停止した。「人間本質の改善が急務」であり、「優生学」によって「優良なる大和民族の本質を築く事」が急務であると田中義麿が主張したのは、その後の1924年のことであった。1924年1月、「日本医事新報社」の後藤龍吉が「日本優生学会」を設立し、機関紙「ユーゼニックス」(1925年3月より「優生学」と改題)し、1943年4月まで月刊で刊行を続けた。財団法人日本優生学協会の設立を提案するとともに専門家の協力を要請し、永井潜、田中義麿、海野幸徳らを含む75名が応じたもの目指し活動するが、実現までには至らなかった。

1926年11月、日本優生運動協会を設立した「報知新聞」の池田林儀(しげのり)が機関紙「優生運動」を発刊し、1930年1月まで月刊で刊行を続けた。

優生思想は、それまでは一部の医学者、遺伝学者、あるいは廃娼運動家、産児調節運動化らの間で、優生学としてあたたかも学問であるかのごとく論議され、日本の帝国主義的發展を支える民族の生物学的な質の向上のために遺伝性とみなされる病者・障害者に断種手術を施し、子孫を断つことの必要が叫ばれていたが、池田と後藤の二人はそうした思想を民衆意識の中にも普及させようとしていた。特に、池田は「優生運動」のみならず、講演や「足の会」をはじめとする諸事業を通じて民衆と直接の接点を作っていた。池田の優生運動は、第一次世界大戦後ベルリンに特派員として派遣されたときに、ドイツの民族的運動、いわゆるワンダーフォーゲルの思想が影響を与えていた。また、池田の行った優生学運動は、当時の日本精神を高揚する一つの民族運動であり、昭和初期において、科学の粋を以て社会運動へと発展させたと述べている。

内容に関しては、「日本人として、将来、すべての点において世界の第一戦に立たしめる事を理想」とすることがうたわれ、「病人のない家庭、精神薄弱者のない家庭をつくること」「体格と体質の改良を示すこと」「長生不老の実を遂げること」「健康増進をはかること」「配偶者の選択に注意して結婚の改革を期すること」「協同生活を平和円滑ならしめるため団体的組織的行動に慣らすこと」「住みよい社会をつくること」など具体的な目的にあげている。これを見る限り遺伝的に「優性」を生み、「劣性」を排除することに止まらず、出産後の環境に改善にまで言及していることがわかる。

「ハンセン病(ライ病)」「瘋癲(フウテン)」を遺伝、梅毒・結核を遺伝ではないと両者を明確に区別し、「結婚に際して用心すべき、いわゆる劣生性のも」として「結核、ライ病、精神病、瘋癲、梅毒、アルコール中毒、癩病、嚔、色盲、白内障、血友病、畸形…常習犯罪者」を列記している。そして「絶対に結婚してはならないと言いつけることのできる遺伝的欠陥は究めて少ない」として、「ライ病、瘋癲(精神病)、常習犯罪者といったものは言いつけてしまっているものであろう」と断言している。しかし、別の原稿では「ライ病患者は避妊しなければならない」と暗にハンセン病患者の断種を求めつつも「ライ病は完全なる伝染病」と言いつける論稿もあった。

「優性運動」における論稿は、専門的知識不足の不統一と不正確さがみられる。とにかく、財政的理由から挫折した計画は、1930年11月東京帝国大学医学部生理学教室教授の長井潜を理事長に医学者・遺伝学者により専門の優生学の学会として設立された「日本民族衛生学会」によって池田の構想は一層強力で継承されていった。

1929年に各国の優生学的問題を調査した際、スウェーデンはウプサラの世界最初の国立民族衛生研究所を訪問した永井は、日本における同種の研究期間の必要性を痛感し、同学会の理事長を務めた。同学会は、科学者はもちろんのこと、政治家や医師などからも広く支持を得、発会式会場では1000人以上の聴衆を集めた。常務理事としては池田林儀らが、地方理事としては田中義麿、後藤龍吉らが名を連ねている。翌1931年に同学会は、機関誌「民族衛生」を創刊する。更に1933年には、映画「結婚十字街」を製作する傍ら、6月20日に東京日本橋の白木屋百貨店に優生結婚相談所を開設

し、11月4日から12月7日にかけては日本赤十字社と共同で「結婚衛生展覧会」を開催した。また、同学会広島支部は同年12月～34年1月にかけて、結婚衛生講座をラジオで放送した。この中で1940年代の優生政策の確立を現実のもととした。「国民優生法」に止まらず、「国民体力法」や健民運動にみられる政策は、池田が主張した広義の優生思想に基づくものであろうと思われる。

ちなみに同1930年、大阪に日本産児制限協会の優生相談所が開設されている。同相談所は、翌1931年の無産婦人同盟優生児相談所の分離を経て、1932年には大阪優生相談所となった。同相談所相談主任だった産児調節運動家の柴原浦子は同年、新たに優生協会後援による優生相談所を開設した。

## 6. 「国民優生法」の成立

1933年、ナチスドイツが「断種法」を制定して以降、急速に「断種法」の制定を求める議論が活発になった。断種法制定に対して多くの専門家が賛成をとる中で、大阪市立聾啞学校校長高橋潔は「(聾啞者間の夫婦にも)立派な普通人が生まれ、立派に成長致し社会的にも立派に活動致し居る次第にてかかる彼等に対し断種法は如何と存ぜられる申候」と述べ、聾啞者に対する法の乱用を恐れていた。

「日本民族衛生学会」は1935年、「日本民族衛生協会」に改称し、姉妹団体として日本優生結婚普及会を設立する。更に同協会は翌1936年、優生学団体国際連盟より加入賛成の通知を受けることとなり、「優生学」第13年151号誌上で「日本民族衛生協会の建議」を発表した。その内容とは、「日本民族衛生」のために以下の政策実行を提言するとしている。

1. 日本民族衛生研究機関の設立
2. 断種法の制定
3. 結婚相談所の設置
4. 民族衛生学(優生学)思想の普及徹底
5. 各種社会政策の民族衛生学的統制

1937年、荒川五郎らにより広田内閣のもとで開かれた第70回議会の衆議院に「民族優生保護法案」が提出された。第二条において断種の対象者を「精神薄弱者、遺伝性盲者、聾者又は...」に限定した。永井を委員長とする国民体力問題調査委員会優生学部委員会が、日本学術振興会の内部に設置された。同委員会は優生学的機構の設置を求める建議案を内閣に提出し、その結果社会保健省の中に優生課が設置された。同省は1938年1月、軍の要請で内務省から独立し、厚生省となるが、この優生課が中心となって、1940年に米内光政内閣のもと「国民優生法」が成立する。こうして任意申請による「断種」が合法化され、翌年から1945年にかけて、男性192人、女性243人がこの法律によって手術を受けた。

しかし、実際に「断種」が実施されたのは、法の制定がなされる前の1915年である。法的根拠もないままに既成事実として断種は行われ、最初の対象者はハンセン病患者であった。内務省の黙認のもとでハンセン病療養所という生涯隔離の密室のなかで断種が行われており、ハンセン病患者は断種手術の実験材料になっていた。

## 7. 戦後の流れ

敗戦からの復興のための人口抑制という理由から1949年に「優生保護法」が成立し、優性思想は反省されないまま、戦後の医療に受け継がれており、1994年までハンセン病患者をはじめとする知的障害者等に対する断種が行われ、その人数は万単位にもものぼる。この流れについては次号について詳しく述べる。

## 8. 考察

20世紀前半の欧米各国で、福祉国家であるデンマークやスウェーデンらの各国がナチスドイツと競って「断種」を実行し、人権を無視した行為を行ったことは衝撃である。さらに、ナチスドイツにおける有名なホロコーストの対象が障害者であったことは、当時の障害者に対する見方を述べる上で重要なポイントであると思われる。国家レベルで生命と健康の管理が行われており、優生社会の形成のために個人における人権が無視されるというイデオロギーが普及していたといえる。このような社会において「障害者」に対する差別を単なる「悪」と結論づけるのは難しいかも知れない。

日本でも、明治時代から昭和の戦中において、優生思想が政策の一環として巨大な影響力をもち、「血縁結婚」「断種」という国家レベルにおける宣伝が普及していた。そのような環境のなかで聾者同士の結婚が不可能であり、また断種にあわないようにするのはむしろ困難といってもいいのではないだろうか。

「優生思想」は、すべてにおける差別の根源と捉えられる。部落問題や民族問題においても、大衆に対して「少数」であるゆえ「異」なるものとみなされ、「抹殺」「排除」されていく。「障害者」も同然である。現在においても「障害者」は、客観的にみて社会的弱者立場と見なされる傾向は、まだ根強く残っており、「少数」の民族であることには変わらない。

い。

当時の医学的レベルの限界を「断種」という技術でカバーしているマイナス的思想、また、自分が親になったとき健全なる子が欲しいという人間としての「弱性」なる面が浮き彫りにされていることが伺える。社会的における「障害者」が福祉を享受し、幸せな結婚を送り、まっとうな人生を送れる社会システムの構築をなすまでの力や考えをもつ余裕が当時にはなかったともいえる。国における産業や工業発展に反比例して大衆社会に適応しない少数である「障害者」が排他されていく。産業、工業における技術の発展と「障害者」に対する医学的における未解決分野のジレンマが「断種」を生み出したといえるかもしれない。

1994年に「断種」のもととなる「優生保護法」は廃止されたが、医学的分野における思想は続いている。における思想は続いている。思想というより健全なる人間を追求することが医学分野の本来の目的である以上、いつまでもその思想は変わらないだろう。現在、人工内耳や DNA における遺伝操作の技術が発展し、可能性が広がっている。人権を無視した親のエゴによって、知らないうちに体の一部を弄られて機能しなくなることは、現在で話題になっている「人工内耳」の問題と共通面として捉えることができる。

いつかは「豊」がなくなる日がくるかもしれないが、それと引き換えに失われるものがあるはずである。同じ過ちを繰り返さないことをはっきりと示すために、もう一度、歴史を振り返り色々な角度から模索を行うことが今の我々にできることではないだろうか。

#### 参考文献

- 日本ファシズムと優生思想：藤野豊著（かがわ出版・1998年）
- ナチ・コネクションーアメリカの優生学とナチ優生思想ー：シユテファン・キュール著 麻生九美訳（明石書店・1999年）
- ナチスドイツと障害者「安楽死」計画：ヒュー G. ギャラファアー著 長瀬修訳（現代書館・1996年）
- 福祉国家の優生思想ースウェーデン発強制不妊手術報道：二文字理明 椎木章著（明石書店・2000年）